

令和3年度以降の協議会の進め方について

経緯

- ・「減災に係る取組方針」については、平成28年から概ね5年間で達成すべき目標を定め、関係機関が連携して取り組みを推進しているところである。
- ・令和2年度をもって「減災に係る取組方針の対象期間が終了。



昨今の全国の出水状況を踏まえた課題や、新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難への対応など、社会上情勢の変化に鑑み、引き続きこの取り組みを継続していくことが必要であるため、本年度で終了する「減災に係る取組方針」の見直しを行いたいと考えている。

見直しにあたっては、年内を目処に見直し方針(案)を実務担当者会議にて作成し、年度末の幹事会を経て令和3年度の協議会で議事として提案したいと考えている。

■ 改定までのスケジュール(案)

	令和2年度									令和3年度			
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
方針見直し作業													
実務担当者会議		■ (第1回)			■ (第2回)			■ (第3回)					
幹事会・協議会									■ (幹事会)			■ (幹事会) ■ (協議会)	